

# 受講約款

**第1条(契約の成立)** 受講申込者(以下「申込者」という)は、申込書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、デジタルハリウッド株式会社(以下「本校」という)に対して受講の申込みを行い、本校はこれを承諾します。2. 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当するときは、各要件を充たすことを条件として契約が成立するものとします。(1) 申込者が未成年者であるときは、親権者の同意があること。

(2) 納入金の支払いにクレジットを利用する場合は、クレジットの契約が成立すること。(3) 年齢、資格など受講条件のある学習指導カリキュラムにあっては、当該条件を充たしていること。(4) インターネットを通じ提供される学習指導カリキュラムにあっては、受信可能な自己名義のメールアドレスを保有していること。(5) その他募集要項などに定められた条件を充たすこと。

**第2条(選考試験)** 本校は、学習指導カリキュラムの趣旨・目的の達成に必要十分な適応能力を確認するために、申込者或いは申込希望者に対し、選考試験を実施する場合があります。2. 本校は、本校所定の選考基準に基づき、客観的に審査を行うものとします。3. 本校は、本校所定の手続きを完了し、選考料を支払った申込者或いは申込希望者に対して、選考試験を実施します。

**第3条(拒否事由)** 本校は、次に定める事由の一つ或いは複数が認められるときは、申込みをお断りすることができます。(1) 第1条第2項各号に掲げる要件を充たさず、或いは充たさないことが判明したとき。(2) 申込者が希望する学習指導カリキュラムの定員に受入可能な余裕がない場合など、客観的に役務の提供が不可能なとき。(3) 申込者の希望する学習指導カリキュラムの定員が別に本校の定める最小定員数を充足する可能性がないことが明らかなるとき。(4) 本校所定の期日までに入学金、授業料、その他募集要項に記載された金額を支払わなかったとき。(5) その他、本校が不適当と認めたとき。

**第4条(役務の提供及び対価の支払)** 本校は申込者に対し、本校の定める学習指導カリキュラムの中から、申込者が選択した申込書及び募集要項記載の内容の役務を提供します。2. 申込者は、入学金、授業料、その他募集要項に記載された金額を申込書の定める方法により、本校の指定する期日までに支払うこととします。

**第5条(学習指導の形態)** 本校の指導形態については、以下の何れか一つ、或いは複数の組み合わせによるものとします。(1) 所定の教室で所定の指導時間内に、一人の講師が複数の受講者に対して授業形式で指導を行います。(2) 所定の教室で所定の指導時間内に、一人の講師が一人の受講者に対してマンツーマンで指導を行います。(3) 所定の教室で所定の時間内に、DVD等の映像媒体を活用した視聴によって、複数の受講者に対して授業形式で指導を行います。(4) 放送、有線放送、通信回線その他の公衆送信(地上波、CATV、放送衛星、通信衛星、インターネット、ブロードバンド、その他現存するあらゆる送信媒体及び将来開発されるすべての送信媒体による公衆送信)を介して生中継或いは録画記録の再生をして、一人の講師が複数の受講者に対して授業形式で指導を行います。(5) 一人或いは複数の講師が、一人の受講者に対して郵便など書面を通してマンツーマンで指導を行います。(6) 教材(アナログ、デジタルを問わない)を配布して、生徒が自主学習を行い、学習の進捗状況に応じて、インターネットなど通信回線を介してインラクティブに、一人或いは複数の講師が一人或いは複数の受講者に対して指導を行います。

**第6条(学習指導の開始日)** 本約款において、学習指導の開始日とは、申込書に記載する日とし、学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。なお、申込書に学習指導日の記載がないときは、募集要項或いは別途本校が指定する日をもって開始日とします。

**第7条(教材の配布)** 教材は、原則として前条に定める開始日に無償貸与又は有償での配布によって入手されるものとします。

**第8条(学習指導の実施場所)** 本校は、学習指導の実施場所を指定する学習指導カリキュラムにあっては、申込書記載の場所(以下「指定校」という)において学習指導を行います。但し、やむを得ない事情がある場合には、他の場所に移動することができます。

**第9条(学習指導期間と契約期間)** 学習指導の期間は、学習指導の開始日から学習指導カリキュラムの修了の日までの間、又は募集要項に記載する期間とします。なお、契約期間は、学習指導のカリキュラムの修了の日、或いは本校の施設の利用を停止する日までのいずれか遅い日とします。

**第10条(申込者による申込解約)** 申込者は、契約が成立した日以後、当該講座に関する全ての契約を解約することができます。2. 本校は、受講料(入学金、授業料、設備・教材費)の入金前に申込者が解約を行った場合は、一切の費用をいただけません。また、本校は、受講料の入金後、学習指導の開始前までに、申込者が解約を行った場合は、本校所定の解約手数料(事務手数料として15,000円:税抜)を受領済み受講料から差引いて払い戻すものとします。3. 本校は、学習指導の開始日から学習指導カリキュラム修了の日の間に申込者が解約を行った場合において、以下の通り対応をいたします。入学金:返金は一切行いません。授業料/設備・教材費:本校が受講料金全額を受領した場合、全回数のうちから当該申込者の未受講回数分の割合に相当する額を算出して返還いたします。4. 申込者がクレジットを利用して受講料を支払った場合は、クレジット会社所定の手続きに従うものとします。この場合、クレジット会社所定の取消料等の支払が発生する場合がございます。5. 受講料等の返還に際しては、申込者の指定する銀行口座に振込むときは、手数料は申込者の負担とします。

**第11条(解約の方法)** 前条による契約の解約は、申込者が契約を解約する旨を本校所定の書面にて、本校に提出或いはその旨の意思表示をすることにより、効力を生じます。なお、クレジットを利用している場合は、本校の手続のほか、クレジット会社所定の手續に従うものとします。

**第12条(役務の変更)** 申込者は、本校に対し、申込者が選択した申込書記載の役務の内容(受講講座、受講時期)を変更するよう求めることができます。但し、役務

の変更を希望する場合、申込者は、変更手数料(事務手数料として15,000円:税抜)を支払わなければなりません。なお、受講講座の変更を希望する場合、変更先の受講講座の定員に受入可能な余裕がないときは、申込者の求めに応じることはできません。

**第13条(役務を提供できないときの取り扱い)** 本校は、申込者の契約した役務を本校の責に帰すべき事由により提供できないときは、申込者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の学習指導カリキュラムを提供するものとします。2. 本校は、前項の規定にかかわらず他の学習指導カリキュラムの提供ができないときは、前受金の全額を返還するものとします。但し、学習指導カリキュラムが提供できないことについて、本校の責に帰すべき事由がないときは、この限りではありません。

**第14条(申込者からの学習指導の実施場所の変更申し出)** 申込者は、本校の指定する学習指導カリキュラムを除き、指定校以外で学習指導を受けることができません。但し、本人及び家族の転居に伴い指定校での学習指導の継続がしがい等やむを得ない事由がある場合は、本校に対して指定校以外への転校を申し出ることができます。この場合、受け入れ先に類似の学習指導カリキュラムがあり、かつ受入定員枠に余裕がある場合に限り、事前に協議のうえ指定校以外への変更を認めるものとします。

**第15条(施設等の利用)** 第5条の(1)に該当する場合、申込者は、第9条に定める期間中、本校の施設・備品など本校の定める規則に従い利用することができます。但し、本校の定める規則などに違反して利用を禁止されている期間については、当該施設・備品などを利用することはできません。2. 申込者は、学習指導カリキュラム修了後も別途本校の定める基準に該当する場合は、引き続き本校の施設・備品などを利用することができます。

**第16条(損害賠償)** 本校の施設又は業務の遂行に起因して、申込者の生命、身体を害し、又は財産を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、本校は相応の補償を行います。但し、通学帰宅など本校の管理下にない間に発生した事故、既往症又は現在治療中の疾病に起因するあらゆる健康状態の変化または発生する事故、申込者の能力又は技能が向上しないことに起因する損害、本校内において生じた盜難及び紛失については、一切損害賠償の責は負いません。また、本校の管理下における申込者の行為に起因する偶然の事故については、法律上の損害賠償に基づき申込者及び、その法定監督義務者が解決にあたるものとします。

**第17条(著作物の利用)** 申込者は、本校に対して、本校のカリキュラムの一環として制作した画像、動画、サウンド等の著作物(以下「課題作品」という)の全部又は一部につき、本校の広報・業績・紹介目的での任意かつ無償の利用を許諾するものとします。その際、本校は著作者の氏名の表示を省略することができます。2. 申込者は、課題作品につき、第三者の著作権、商標、名譽、信用、肖像権、パブリシティその他の権利を侵害しないよう、著作権法その他の法律を遵守するものとします。万一、当該作品につき第三者の権利を侵害するとして争いが生じた場合、申込者は自らの費用と責任において解決するものとします。

**第18条(遵守義務)** 申込者は、本校の定める規則、講師及び本校のスタッフの指示や指導を遵守するものとします。2. 申込者は、本校の運営に対して妨害となる行為、本校を誹謗中傷する行為、その他公序良俗に反する行為を行わないものとします。3. 申込者は、本校から提供された教材、ソフトウェアプログラムなど、本校或いは第三者の著作物を著作権法その他の法律に基づいて使用するものとします。万一これに反して本校或いは第三者の権利を侵害した場合、申込者は損害を賠償する責に任じます。4. 申込者は、教材、課題作品など自身の所持品について、自己の責任において保持管理しなければならないものとします。

**第19条(処分)** 本校は、申込者が前条第2項の定めに違反して、注意、勧告したにもかかわらず改善のない場合は、当該申込者に対して学習指導を停止し、又は契約を解除することができます。この場合、当該停止期間中の授業料、契約解除に伴う前受金は、原則として返還しないものとします。

**第20条(個人情報の利用について)** 収集した個人情報の利用は、利用目的の達成のために必要な範囲に限るとともに、申込者の権利を損なわないよう十分配慮して行います。なお、本校の個人情報の利用目的等の詳細については、web上に「プライバシーポリシー」を公表しています。2. 申込者は、自己の住所及びメールアドレス宛に郵便その他の通信手段によって情報提供を受けることに同意するものとします。3. 個人情報の訂正・変更・利用停止・削除・開示依頼については、【お問い合わせ・相談窓口等】にて対応させていただきます。

**第21条(不可抗力による免責事項)** 本校は、戦争、暴動、災害、事故、通信回線の不通、講師の死亡、事故など不可抗力により役務の提供、遅滞、変更、中断、もしくは廃止に関連して発生した申込者の損害について、一切の責任を負わないものとします。

**第22条(紛争の解決)** 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合には、両者協議のうえ、解決するものとします。2. 本約款に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

**第23条(約款の変更)** 本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

## 【お問い合わせ・相談窓口等】

お問い合わせ、ご相談は、下記にご連絡ください

デジタルハリウッド東京本校

〒101-0062東京都千代田区神田駿河台四丁目16番地

御茶ノ水ソラシティアカデミア4F

電話 03-5289-9266